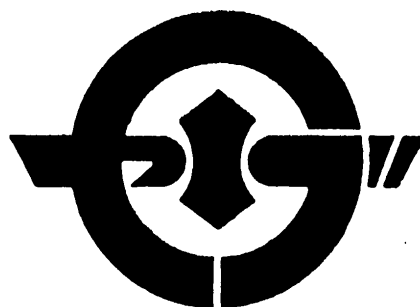


議会の概要

(令和6年度)



長野県小布施町議会

町 民 憲 章

わたくしたちは小布施町民としての誇りをもち、心から愛せるまちをつくり
ます。

- ◆ 健康で明るい家庭をつくりましょう
- ◆ 美しい自然を大切にしましょう
- ◆ 教養を高め、文化と伝統を育てましょう
- ◆ 特色と活力のある産業を育てましょう
- ◆ 親切をつくし、心と心をかよわせましょう

町の木・町の花

(昭和56年3月制定)

町の木 栗 (ブナ科)

室町時代の初期(貞治6年・1,367年)荻野常倫が旧領の丹波から栗の苗木を取り寄せ、松川の氾濫防止と荒地利用を図った。弘法大師(774~835年)が当地を巡錫じゆんしやくのおりに栗の親木を植えたという伝説に包まれた歴史をもつ小布施栗は、日当たりが良く酸性土壌の松川扇状地が適地で、独特の風味をもった栗が生産されている。

黒々とした木肌が若葉に包まれる5月から落ち葉舞う晩秋まで、格調高い小布施を演出している。

町の花 りんご (バラ科)

春一斉に花開く北信濃でひと際目立つのがりんごの花である。りんごの花が咲きこぼれる小布施町を雁田山から眺めると、町全体が花畑のように見える。淡いピンクの小さなつぼみが、白く可憐な花に変わり町全体を包むその姿は、純粹素朴な中にも品がある。

町の概要

《町のあゆみ》

小布施町は、北信五岳、北アルプスを望む美しい自然に恵まれ、千曲川にそそぐ松川の扇状地に発達した町である。古くから栗の産地として名を馳せ、りんご、ぶどう、もも等の果樹の栽培が盛んな町である。

北斎館、高井鴻山記念館を中心に、住民と行政が一体となって取り組んだ歴史と文化を生かしたまちづくり、景観や花のまちづくりは全国的に注目を集め、年間100万を超える人が小布施町を訪れている。

町の歴史は、約1万年前の旧石器時代に始まり、縄文・弥生時代には、延徳田んぼで稲作が行われ、集落が形成されていた。鎌倉・室町時代に入ると小布施という名が史料に出ている。千曲川の船運が盛んに行われていた江戸時代には、上町・中町通りと横町通りに、今も安市に面影を残す六斎市が開かれていた。近郷の村々はもとより、遠隔の市場との取り引きも行われ、北信濃の経済・文化の中心地として栄えた。幕末には、葛飾北斎や小林一茶をはじめ多くの文人墨客が訪れ、地域文化に花を咲かせている。明治から大正にかけて養蚕業が急速に発展し、当時の基幹産業になっている。

明治22年4月に小布施村、福原村、大島村、飯田村、山王島村、北岡村、押羽村が合併して小布施村に、都住村、中松村、雁田村が合併して都住村になった。昭和29年2月に小布施村が町制を施行し、同年11月1日に都住村と合併して現在の小布施町となった。

《位置・自然》

小布施町は、善光寺平の北東部に位置し、役場の所在地は北緯36度41分、東経136度19分である。県都長野市の生活圏に入っており、東に高山村、西に長野市、南に須坂市、北は中野市と接している。

町域は東西に5.7km、南北に4.8km、総面積は19.12平方kmである。地形は東部にそびえる雁田山（標高786m）を除き、標高390～330mの平坦な地で、北西に緩やかに傾斜している。

気候は内陸性気候で寒暖の差が激しく、最高気温は35℃に達し、最低気温は-10℃まで下がる。年間降水量は1,000mm以下と全国的にも少ない地域である。冬と夏、昼と夜の寒暖の差が大きく、雨が少ない気候と水はけの良い扇状地といった自然条件が果物の栽培に適している。

《人口の推移》

各年10月1日（国勢調査数値）

区分 年次	世帯数 (戸)	人口(人)			世帯当 り人口 (人)
		総数	男	女	
昭和30年	1,870	10,450	5,114	5,336	5.59
昭和35年	1,903	10,098	4,865	5,233	5.31
昭和40年	1,990	9,817	4,676	5,141	4.93
昭和45年	2,109	9,625	4,542	5,083	4.56
昭和50年	2,469	10,671	5,142	5,529	4.32
昭和55年	2,651	11,205	5,345	5,860	4.22
昭和60年	2,774	11,663	5,578	6,085	4.20
平成2年	2,890	11,568	5,482	6,086	4.00
平成7年	3,017	11,436	5,447	5,989	3.79
平成12年	3,264	11,460	5,429	6,031	3.51
平成17年	3,412	11,477	5,464	6,013	3.36
平成22年	3,511	11,072	5,288	5,784	3.15
平成27年	3,531	10,704	5,135	5,569	3.03
令和2年	3,680	10,660	5,122	5,538	2.90

昭和29年11月に小布施町と都住村が合併して現在の小布施町となったが、その翌年の昭和30年の国勢調査人口は10,450人であった。それ以降人口の減少が続き、昭和40年は9,817人、45年には9,625人と1万人台を割り込んでい

る。

町では、40年代に積極的な人口増加策として、600戸程の宅地造成を行った。その結果、昭和50年代の人口は、10,671人と1万人台になり、昭和30年代の人口を回復した。その後政策的な人口増加策はとらず、微増から横ばいの状態で推移していたが、少子化の影響もあり現在は微減に転じていることから、移住・定住促進策に取り組んでいる。

《就業構造の推移》

区分 年次	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計 (人)
	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	
昭和30年	3,646	68.1	539	10.1	1,170	21.8	5,355
昭和35年	3,075	57.5	890	16.6	1,382	25.9	5,347
昭和40年	2,719	49.7	1,163	21.3	1,586	29.0	5,468
昭和45年	2,368	41.3	1,578	27.6	1,783	31.1	5,729
昭和50年	2,009	34.8	1,786	30.9	1,978	34.3	5,773
昭和55年	1,955	32.3	1,913	31.7	2,178	36.0	6,046
昭和60年	1,945	31.2	2,121	35.2	2,158	33.6	6,224
平成2年	1,843	28.1	2,194	33.5	2,513	38.4	6,550
平成7年	1,699	25.5	2,277	34.1	2,691	40.4	6,667
平成12年	1,587	23.5	2,149	31.9	3,002	44.6	6,738
平成17年	1,592	23.9	1,865	28.0	3,203	48.1	6,660
平成22年	1,488	24.1	1,593	25.7	3,106	50.2	6,187
平成27年	1,376	23.0	1,455	24.3	3,150	52.7	5,981
令和2年	1,276	21.6	1,451	24.5	3,185	53.9	5,912

《財政の状況》

令和6年度一般会計当初予算

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
区 分	金 額	構成比	区 分	金 額	構成比
町 税	1,163,851	18.4	議 会 費	76,683	1.2
地 方 譲 与 税	52,564	0.8	総 務 費	1,670,775	26.4
利 子 割 交 付 金	400	0.0	民 生 費	1,589,131	25.1
配 当 割 交 付 金	6,200	0.1	衛 生 費	333,831	5.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,500	0.1	農 林 水 産 業 費	226,501	3.6
法 人 事 業 税 交 付 金	13,900	0.2	商 工 費	136,688	2.2
地 方 消 費 税 交 付 金	253,000	4.0	土 木 費	828,794	13.1
環 境 性 能 割 交 付 金	4,500	0.1	消 防 費	316,894	5.0
地 方 特 例 交 付 金	59,253	0.9	教 育 費	795,664	12.6
地 方 交 付 税	1,890,000	29.9	公 債 費	317,039	5.0
交 通 安 全 対 策 交 付 金	1,100	0.0	予 備 費	30,000	0.5
分 担 金 及 び 負 担 金	44,929	0.7			
使 用 料 及 び 手 数 料	69,848	1.1			
国 庫 支 出 金	411,911	6.5			
県 支 出 金	250,353	4.0			
財 産 収 入	4,697	0.1			
寄 付 金	750,001	11.9			
繰 入 金	758,069	12.0			
繰 越 金	100,000	1.6			
諸 収 入	126,024	2.0			
町 債	355,900	5.6			

合 計	6,322,000	100.0	合 計	6,322,000	100.0
-----	-----------	-------	-----	-----------	-------

《特別会計予算》

令和6年度当初予算

(単位：千円)

○国民健康保険特別会計	1,323,638
○後期高齢者医療特別会計	227,858
○介護保険特別会計	1,236,218
○下水道事業会計	888,173
○水道事業会計	320,020
5 会計	3,995,907

《議会費の内訳》

(単位：千円)

区 分	金額	区 分	金額
1 報 酬	32,064	9 交 際 費	138
2 給 料	8,399	10 需 用 費	3,179
3 職 員 手 当	17,263	11 役 務 費	1,071
4 共 済 費	11,978	13 使 用 料 及 び 賃 借 料	866
7 報 償 費	93	18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	267
8 旅 費	1,365	合 計	76,683

《小布施町議会の状況》

(1) 議員定数

条例定数 14人

現議員数 14人 (令和5年4月30日～令和9年4月29日)

定数削減の経緯

昭和37年10月1日 定数減少条例制定 (26人→20人)

平成元年3月28日 定数減少条例の一部改正 (20人→18人)

平成14年9月19日 定数条例制定(18人)・定数減少条例廃止

平成18年4月20日 定数条例制定 (18人→14人)

(2) 常任委員会

名 称	定数	所 管 事 項
総務産業常任委員会	7人	・総務課、企画財政課、産業振興課及び建設水道課の所管に関する事項 ・他の常任委員会の所管に属さない事項
社会文教常任委員会	7人	・健康福祉課、住民税務課及び教育委員会の所管に関する事項
政策立案常任委員会	7人	・政策立案に関する事項 ・懇談会等の住民の政策立案に関する意見、要望の聴取に関する事項 ・請願陳情に関する事項
議会広報常任委員会	7人	・議会だよりの発行に関する事項 ・議会報告会に関する事項 ・その他の議会広報活動に関する事項

(3) 議会運営委員会 (任期2年) 定数6人

内訳 副議長、常任委員長4人、議員1人

(4) 特別委員会

予算特別委員会 議長を除く13人

決算特別委員会 議長、監査委員を除く12人

議会改革推進特別委員会 議員7人 (議長選出)

(5) 所属党派別議員数

無所属 14人

(6) 会議の開催状況

小布施町議会は、平成22年3月から通年議会を実施した。議会の定例会の回数を年4回から年1回とし会期を約1年間とするもので、会期にとらわれず十分かつ活発な議論が可能になった。

通年議会の実施により、原則、議決による「小布施町長の専決処分事項の指定について」で指定した4項目以外、町長による専決処分がなくなり、また、住民の要望である請願や陳情の審査は、年4回の定例会ごとに行っていたが、会期中は議長が議会を再開することができるためにいつでも審議することができ、迅速な対応が可能となった。

◆平成22年小布施町議会(導入時開催状況)

会期…平成22年3月26日～平成23年4月15日(386日間)

呼 称	審 議 期 間	会議日数
平成22年3月会議	3月26日～4月6日	12日間
平成22年4月会議	4月19日	1
平成22年5月会議	5月25日～6月17日	24
平成22年9月会議	9月6日～9月22日	17
平成22年11月会議	11月30日	1
平成22年12月会議	12月6日～12月16日	11
平成23年2月会議	2月2日	1
平成23年2月第2回会議	2月21日	1
平成23年3月会議	3月7日～3月23日	17
平成23年3月第2回会議	3月31日	1
平成23年4月会議	4月15日	1
11	75	33

○導入翌年からの議会開催状況

年	会 期 () 内日数	会議回数	審議期間 () 内会議日数	備 考
平成24年	H24. 3. 5～H25. 2. 28(361)	7	59日間(29日)	
平成25年	H25. 3. 4～H26. 2. 28(362)	10	68日間(33日)	
平成26年	H26. 3. 3～H27. 4. 17(411)	11	89日間(42日)	
平成27年	H27. 5. 8～H28. 2. 28(297)	10	50日間(28日)	
平成28年	H28. 3. 1～H29. 2. 28(365)	11	67日間(35日)	
平成29年	H29. 3. 6～H30. 2. 28(360)	9	66日間(32日)	
平成30年	H30. 3. 5～H31. 4. 29(421)	10	86日間(38日)	
令和元年	R 1. 5. 8～R 2. 2. 29(298)	9	66日間(34日)	
令和2年	R 2. 3. 2～R 3. 2. 28(364)	12	69日間(37日)	
令和3年	R 3. 3. 1～R 4. 2. 28(365)	8	46日間(32日)	
令和4年	R 4. 3. 7～R 5. 4. 29(419)	9	84日間(44日)	
令和5年	R 5. 5. 10～R 6. 2. 29(295)	15	46日間(23日)	

(6) 議員報酬等

(議 員：令和5年4月1日～)

(理事者：平成27年4月1日～)

区 分	報酬月額	区 分	報酬月額
議 長	277,000 円	町 長	701,000 円
副 議 長	203,000 円	副 町 長	594,000 円
議運・常任委員長	185,000 円	教 育 長	519,000 円
議 員	181,000 円		

(7) 議会事務局 事務局長 (1) … 書記 (1)、事務員 (1)

○議会活性化の取り組み

取り組みの経過

H19. 4. 30～H23. 4. 29 の議会で議会活性化特別委員会を設置し、議会活性化のための研究を重ねてきた。

主な取り組みとして、

- ・政策立案特別委員会の設置
- ・一般質問 対面による一問一答方式（平成 21 年 6 月定例会～）
- ・議会基本条例策定に向けての調査、研究
- ・通年議会の導入他

(1) 通年議会の導入について

ア. 通年議会の制度について（平成 22 年 3 月会議より）

議会で、定例会の会期を 1 年として必要に応じて本会議・委員会を開けるようにする制度である。

通年議会を導入する前までは、定例会は年 4 回開催され、それぞれ定例会ごとに会期を決めていたが、「通年議会」では、この定例会を年 1 回、会期をその年の 3 月から翌年 2 月までの 1 年間としている。

通年議会実施要綱の中で「本会議は、3 月に開会又は再開し、6 月、9 月及び 12 月に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を再開する。」規定を設け実施している。

イ. 通年議会導入の趣旨・目的・効果

[趣 旨]

より開かれた議会、信頼される議会を実現するため、迅速性のある議会運営や議会活動を活発化する必要があり、議会機能を強化し、議事機関（憲法第 93 条に定められた、審議し決定する機能を有する機関）としての責務を果たすとともに、執行機関の行政活動を継続して監視することにより、緊急かつ不測の事態に対する迅速な審議決定ができる議会運営体制が整えられることから、通年議会の導入を行っている。

[目 的]

議会基本条例に基づき、本条例に掲げる「議会の活動原則」をより着実に遂行するため、通年議会を通じて、二元代表制の一翼を担う議会の機能を強化し、議会が町民の信託を受けた議事機関としての職責を果たすことを目的とする。

- ・議会開催の主導権の確立(議会主導で問題の調査や審議に取り組むことが出来る)
- ・委員会活動及び議員活動の充実

[効 果]

- ・議長の権限で議会が開催できる。
- ・地方自治法第 180 条で定める専決処分を除き、専決処分が原則なくなり、議会が判断できる。
- ・時期を逸することなく議案などを審議し決定できる。
- ・委員会等での審査の充実が図られる。(請願、陳情等にすぐに対応可能)

ウ. 通年議会導入の経過

○平成 22 年 1 月

長野県町村議会議長会主催による研修会のおり、全国町村議会議長会 政務・議事調査部長 岡本光雄氏 から「通年議会」の講演があった。

(正副議長、正副常任委員長が聴講)

○平成 22 年 2 月 5 日

岡本氏を小布施町に招き講演会の開催(全議員が聴講)

→議会の活性化につながり、町民のためになるものと思えた。

○議会内での検討

通年議会の導入について議会運営委員会に付託し、委員会や全員協議会で議論を重ねた。

(平成 21 年度 定例会 4 回 臨時議会 6 回招集)

- ・議員の任期が 1 年余りとなっていた。
- 議会の活性化には通年議会の導入が必要であるとの結論に達した。

○理事者と交渉

- ・町長も招集権にこだわらず通年議会を理解(次の要望あり)
- ・議案があるときは速やかに議会を再開してほしい。
- ・一般質問は事務的にも大変なので今までどおりしてほしい。

→通年議会実施要綱第3条及び第7条にそれを明記した。

○通年議会の導入（平成22年3月26日導入）

- ・平成22年3月17日定例会で「小布施町議会の定例会の回数を定める条例」の全部改正を委員会提案する。（全議員賛成で可決）

定例会の回数は年4回 → 年1回

平成22年3月23日施行（※地方自治法第102条の2に規定する通年議会ではない。）

○平成22年3月会議から通年議会スタート（審議期間：平成22年3月26日～4月6日）

※県内58町村中、3町1村導入(令和5年4月1日現在)

(2) 議会活性化に向けた、その他の取り組み

① 常任委員会の設置

町長が議決を求める議案等を審査するための「総務産業常任委員会」と「社会文教常任委員会」のほかに、町民の要望等を聞いて政策に反映することを目的に「政策立案常任委員会」及び議会の活動結果等をお知らせするための「議会広報常任委員会」を設置（H23.4.30～）※議員は2つの常任委員会に所属

② 議案審査（委員会付託）

- ・委員会には全議員が出席し、委員外議員の発言を認めている。
- ・議案の審査にあたり、理事者への質疑終了後に議員間討議を行い、その後には討論、採決を行う。

《議員間討議の目的》

- ・委員会では反対の意見や質疑は出るが、賛成の質疑は出にくい。討議をすれば賛成の意見もわかる。
- ・議員の多様な視点で、見落とされていた町民の少数意見が掘り起こされる。
- ・少数派の議員も意見を表明することができる。
 - 討議により論点が明確になる。

→採決に至る経緯を町民に説明することができる。（説明責任）

[請願・陳情等の対応]

- ・請願、陳情等の審査にあたっては、請願人等に委員会への出席を要請し、説明を

求めている。質疑終了後、議員間討議、討論、採決（政策立案常任委員会審議）

③ 一般質問

- ・対面による一問一答方式（質問時間-30分、質問-原則3回）
- ・理事者側に反問権の付与
- ・質問者に対し、一般質問初日答弁要旨を配布
- ・議会傍聴 6月-自治会長 12月-小学校6年生
- ・地元ケーブルテレビによる中継
- ・一般質問で「検討する」と答弁したものについては、その後どのように検討したのか、対応したのか等を議会へ報告

④ 議会基本条例（H24.10.1施行）

- ・議会運営の基本原則を定めたものであり、小布施町全体の福祉の向上を議会における討議により実現することを前文で謳っている。

○なり手不足の状況

① なり手不足（選挙）の状況

選挙日	立候補状況	投票率	備考
平成19年4月	立候補者数17人（選挙）	77.12%	
平成23年4月	立候補者数14人（無投票）	—	
平成27年4月	立候補者数14人（無投票）	—	
平成31年4月	立候補者数14人（無投票）	—	
令和5年4月	立候補者数15人（選挙）	53.36%	

② 議員定数等検討特別委員会による検討（※平成31年4月選挙に当たり）

平成27年6月議会内に「議員定数等検討特別委員会」を設置して、議員定数、議員報酬、政務活動費の適正なあり方について2年にわたり、調査、研究を重ねた。

この間、各自治会・各種団体・成人式に参加した方々などと意見交換会を開催し、

調査、研究の経過報告を行い、様々な意見をお聞きした。(各種団体合同意見交換会(12 団体))、各地区における議会報告会、まちづくり委員会・部落解放同盟、成人式を迎える新成人)

この経過を踏まえ、平成 30 年 1 月 10 日に議会として次のとおり意見集約をした。

[意見集約項目]

- 議員定数…14 人の議員定数は現状維持
- 議員報酬…全国的な平均値に近付けるよう増額を検討
- 政務活動費…継続して検討

[議会報告会]

平成 30 年 2 月 26 日 議員定数等議会報告会を開催。

※参加者 9 名

③議員なり手不足検討委員会による活動

○設立経過

平成 30 年 7 月議員任期満了まで、残り 1 年に満たない中、議会議員選挙について、町民の関心が高まらない状況にあった。

議会内部で検討した結果、町民の皆さんへ議会活動に関心を持ってもらうことが必要であるとの認識から、公募による町民を加えた新たな検討会を設けることを全協において決定。平成 30 年 7 月、公募チラシの全戸配布を行い、町民を加えた「議員のなり手不足検討委員会」を設置した。

○設置目的

議会の活性化を図るため「議会の見える化」等の議会改革の取り組みを通じて、地方自治や選挙への関心を高めることにつなげ、議員のなり手不足の解消について検討することを目的に、議員のなり手不足検討会を置く。

○委員の構成 議会議員の希望者 6 名、公募した町民 10 名 計 16 名

○活動方針

- ・検討会で決定した事項は速やかに議長に報告するものとする。
- ・報告された事項は、議会全員協議会で確認した事項から取り組むものとする。

○開催回数 8 回開催

(実施日：8 月 24 日、9 月 20 日、10 月 24 日、11 月 19 日、12 月 17 日、1 月 12 日、2 月 19 日、3 月 12 日)

○活動内容

- ・現在の議会の活動状況の確認
- ・議員のなり手不足の状況の確認
- ・検討委員の話し合いによる意見集約(現況、対応、課題)
- ・町内全世帯を対象にしたアンケートの実施
- ・町内全戸へ議員のなり手不足チラシの配布

※なお、議員のなり手不足検討会は、平成31年4月29日までの議員任期満了に伴い終了し、次期議会では継続していない。

「新たな議会活性化特別委員会」の設置について

○設 置 令和元年9月20日(令和元年9月会議)

○検討期間 令和4年2月までとする。(任期満了1年前を目途)

○検討事項

検討にあたっては、次に掲げる事項について調査等を行うものとする。

- ① 住民からの信頼を得る活動に関する事項
- ② 地域力の低下(議員のなり手不足)への対応に関する事項
- ③ 議員定数、議員報酬及び政務活動費に関する事項
- ④ その他委員会が必要と認める事項

○小布施町議会アシスター会議の設置

新たな議会活性化検討特別委員会の要綱に基づき設置

- ・目 的 町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させる。
- ・委 員 委員は公募等による町民及び議員の希望者で組織する。
- ・任 期 任期は政策提言が完成するまでの間とする。(ただし、議員の任期中)
- ・任 務 委員会へのテーマについて意見を提言、町民等から意見を聴取したほか、アンケート、調査事項への協力
町民9名、議会議員6名、ファシリテーター1名 計16名

「議会改革推進特別委員会」の設置について

○設 置 令和5年9月22日（令和5年9月会議）

○検討期間 検討が終了するまでとする。

○検討事項

検討にあたっては、次に掲げる事項について調査等を行うものとする。

- ① 議会運営能力の向上に関する事項
- ② 議員の質の向上に関する事項
- ③ 議会事務局の対応力向上に関する事項
- ④ その他議長が諮問する事項